

事業主体	神戸市	名称	災害復興住宅特別融資	融資対象	●市内にある被災住宅の所有者	建設・購入	金・利 10年間 3.7% 11年日以降 4.1%	融資額	新築 1,500万円 以内 中古 1,000万円 以内	期間	25年 以内 20年 以内	補修・修繕	金・利 10年間 3.7% 11年日以降 4.1%	融資額	500万円 以内	期間	15年 以内	受付期間	平成9年 3月31日まで	担当 (受付場所)	住宅課控課 融資係 078-261-2749
------	-----	----	------------	------	----------------	-------	---------------------------------------	-----	--	----	------------------------	-------	---------------------------------------	-----	-------------	----	-----------	------	-----------------	--------------	------------------------------

資料出所：読売新聞大阪本社広告局

第22

阪神・淡路大震災に伴う特別立法

阪神・淡路大震災の被災者及び被災地の復興に対する対策として、現在さまざまな特別立法や条例の制定手続が進められ、また、各種施策を実現するための法改正の検討が行われています。

Q287

今回の震災を契機とする特別立法の概要について説明して下さい。

A

政府が2月17日に国会に提出した阪神・淡路大震災関連の緊急特別立法法案の概要は、次に掲げるとおりです(2月20日現在)。

(1) 阪神・淡路復興法案

- ① 目的
- ② 基本理念

阪神・淡路地域の復興は、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ、共同して生活の再建及び経済の復興を緊急に図るとともに、地震などの災害に対して安全な地域づくりを緊急に推進し、活力ある関西圏の再生を実現する

ことを基本理念として行う。

- ③ 国が講ずる措置 → 阪神・淡路地域の復興に必要な措置を講じる。

④ 阪神・淡路復興本部の設置

総理府内に、阪神・淡路復興対策本部を置き、次の事務を行う。

ア 関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機構が講じる復興施策に関する総合調整

イ その他法令の決定した事項

⑤ 組織

総理府に首相を本部長とし、閣僚を副本部長、本部員とする阪神・淡路復興対策本部を置く。

- ⑥ 時限立法 → この法律は施行日から5年を期限とする。

(2) 税制関連3法

これら税制関連3法は、平成7年2月17日可決されました。

- ① 所得税の減免措置、関税法の特例を定めた「阪神・淡路大震災被災者国税関係臨時特例法」

ア 住宅・家財などの損失は平成6年分の総所得金額からの雑損控除を認め、事業用資産の損失も平成6年分の必要経費に算入できる。

イ 住宅・家財で甚大な被害を受けた者は平成6年に被害を受けたものとして、租税の減免や徴収猶予を受けることができる。

② 地方税法改正

平成7年度の個人住民税で、平成6年の所得について、住宅・家財の損失額を雑損控除の適用対象とすることなど。

- ③ 所得税減免のための災害減免法改正

所得税の軽減免除又は徴収猶予の適用対象となる所得限度を1000万円（現行600万円）に引き上げ、所得税の軽減免除の所得限度額を引き上げる。なお、この改正も平成6年分の所得税から適用。

(3) 被災市街地復興特別措置法案

① 復興推進地域の措置

大規模な火災・震災などで広範囲に建築物が失われ無秩序な建築のおそれがある地域は、「被災市街地復興推進地域」に指定することができる。

② 推進地域内の建築制限

ア 災害発生の日から最長2年間の建築制限ができる。ただし、0.5 ha以上の土地で、他の土地の市街地整備に支障がないものは、土地の形質変更と木造2階建て以下の自宅の建築は許可申請をすれば認められる。

イ 土地の形質変更と建築物の建築のため、その土地に建築することについて都道府県知事の許可が出ない場合、施行者（都道府県・市町村など）がその土地を時価で買い取る。

③ 推進地域内の区画整備事業の特例

ア 住宅不足の著しい地域では「復興共同住宅区」を定め、一定規模以下の土地は共有化による共同住宅の建設を可能とする。

イ 換地計画で、土地の一部に代えて施行区域内に住宅を、土地全部に代えて施行区域外に住宅と敷地を給付することができる。

④ 住宅供給の特例

ア 被災者は収入条件にかかわらず、被災後3年までは公営住宅などの入居資格を認める。

イ 住宅・都市整備公団が地方公共団体の要請により、被災地復興事業を施行することができる。

Q288

その他の法改正の動きについて説明して下さい。

A

(1) 阪神・淡路大震災対策として Q287 に掲げた法案以外に、次に掲げるような各種の特別立法の準備作業が行われています。

- ① 国庫扶助など財政上の優遇措置を一括する「阪神・淡路大震災財政特別措置法案」(仮称)
- ② 被災地の公共事業に一定割合で被災者の雇用を義務づける「阪神・淡路大震災公共事業雇用促進法案」(仮称)

その他、激甚災害法を改正して同法による政府助成の対象の拡大や補助率の引上げ、民間医療施設への復旧補助の拡大、新規学卒者の内定取消し防止のため雇用調整助成金が支給できるように雇用保険法を改正するなど、100件以上の特別立法ないし改正が予定されています。

(2) その中で、法務省関係で特別立法が検討されている事項は、新聞報道によると、次に掲げるとおりです。

- ① 最低資本金の充足期限の延長

平成8年3月末までに、株式会社は資本金を最低1000万円に、有限会社は300万円にしなければならないとの規定につき、被災地に本店を置く会社に限定して猶予期限を1年間延長する。

- ② 債権者からの破産申立てに対する特例

被災地に本店を置く会社に対し、債権者から「債務超過」を理由に破産申立てがなされた場合、被災から復興することにより「債務超過」が解消しうることを考慮して、2年間は破産宣告を猶予します。

- ③ 民事調停の手数料の減免

被災地域で、借地・借家などをめぐる調停事件が多数提起されることが予想されることから、一定の事件につきその手数料を減免します。

- ④ 建物区分所有法の改正

マンションの建替えてなく全壊してしまった場合についても、元の区分所有者の一定数以上の賛成があれば再築できるようにするなどの区分所有法の見直し。

Q289

今回の震災で新たに制定された条例はどのようなものですか。

A

2月20日現在で、阪神・淡路大震災に関連して新たに条例が制定されたものは、次に掲げるとおりです。

- (1) 神戸市震災復興緊急整備条例

神戸市は、2月15日の臨時市議会で震災復興緊急整備条例を可決し、16日から施行しました。その主な内容は次のとおりです。

- ① 3年間の期限付きで、震災復興促進地域(東灘区から須磨区までの市街地のほぼ全域6000haの予定)を指定し、その中で倒壊・焼失

が集中した地域を重点復興地域（地域指定は3月中の予定）に指定
します。

- ② 促進地域内に建物を建てる場合には、建築確認申請をする30日
前までに建築内容を届け出ることを義務付ける。

ただし、震災復興促進地域では、2階建てまでの木造・鉄骨造
りなど一部の建築物は対象から除かれます。

資 料